所管部課		子ども未来部保育課	部	部長		明子	- 1	<u> </u>	
件	名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める							
		条例の一部を改正する条例についる	て	区分	\bigcirc	1審議事項		2報告事項	
関係	条例 規則								
事項	部課機関								
1.	1. 要 旨								
(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正があったことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。									
(2) 改正内容 ①第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。 ②第38条第3項中「第7条第2項中「」を「第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「」に改める。									
(3) 施行日 公布の日から施行する。									
(4) 影響及び効果 国の基準と整合性を保つことができる。									
2.経 過(現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み									
3. 留意事項(問題点等)									
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和5年第4回市議会定例会に議案として提出したい。									
5. 審議結果									

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。